

改正

平成19年11月13日告示第231号

平成20年 3 月26日告示第36号

平成20年 7 月 7 日告示第111号

平成21年 3 月13日告示第32号

平成27年 3 月31日告示第41号

平成29年 1 月26日告示第 5 号

平成29年 3 月29日告示第45号

令和 3 年12月21日告示第150号

令和 3 年12月21日告示第151号

名張市有料広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の名張市（以下「市」という。）が保有する資産（市のホームページを含む。）又は市が保有する土地若しくは建物に市以外の者が設置する物を有料広告の媒体として活用すること（以下「有料広告事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 有料広告事業により掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 他人を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でないと認めるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (7) その他掲載することが適当でないと認めるもの

(広告を掲載できる者の要件)

第3条 広告を掲載することができる者は、事業者若しくはこれらの連合体又は国、地方公共団体、

公益法人その他これらに類するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、広告を掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を行う者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業を行う者
 - (3) 市から資格停止措置を受けている者
 - (4) 暴力団又は暴力団の構成員として認められる者
 - (5) その他市長が適当でないと認める者
- （広告の規格等）

第4条 募集する広告の規格、位置、数、期間、作成方法、広告掲載料その他の広告掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（広告の募集方法）

第5条 広告の募集は、広報なばり、市のホームページ等により周知するものとする。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、指定期間内に有料広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を添付し、申し込むものとする。

- (1) 広告の原稿
 - (2) 法人又は団体の概要がわかる書類
 - (3) その他必要と認める書類
- （広告掲載の決定等）

第7条 市長は、前条の申込みを受けたときは速やかに審査の上、広告掲載の可否を決定し、その結果を有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、掲載を可とするものの数が募集した数を超える場合は、次の優先順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位 市内に事業所を有する事業者若しくはこれらの連合体又は国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するもの
- (2) 第2順位 前号に定める以外の者

3 前項の規定により難い場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 前条の規定により広告掲載決定通知書を受けた者（以下「決定事業者」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を市の発行する納付書により納入する。

(決定事業者の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、決定事業者が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに決定事業者が該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 第3条本文に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条ただし書各号に該当することとなったとき。
- (4) その他特に市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後に決定事業者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(広告事業の周知)

第12条 市長は、広告を掲載する場合においては、市民への周知及び有料広告事業の円滑な推進のため、有料広告事業である旨の表記をする等必要な措置を講ずるものとする。

(広告取扱業者を通じての広告募集)

第13条 市は、この要綱に定める広告を掲載できる者の要件、掲載の基準その他必要な条件を付け、広告取扱業者を通じて広告を募集することができる。この場合において、第3条中「できる者」とあるのは「できる者（広告取扱業者を含む。）」と、第5条中「広報なばり、市のホームページ等により」とあるのは「広告取扱業者が」と、第6条中「様式第1号」とあるのは「様式第3号」と、第7条第1項中「様式第2号」とあるのは「様式第4号」と、第8条中「納入する。」とあるのは「納入する。ただし、広告取扱業者として当該通知書を受けた決定事業者が募集した広告主（以下「広告主」という。）から支払を受ける広告掲載料により市の事業を実施するなど、当該決定事業者に広告掲載料を納付させないことに理由がある場合は、この限りでない。」と、第10条各号列記以外の部分中「決定事業者」とあるのは「決定事業者（第2号から第4号までに掲げる事由にあつては、決定事業者又は広告主）」と、「広告掲載」とあるのは「広告（広告主

が第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、当該広告主の広告の掲載」と、同条第2号中「第3条本文」とあるのは「第13条において読み替えて適用する第3条本文」とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年11月13日告示第231号)

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日告示第36号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年7月7日告示第111号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日告示第32号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第41号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日告示第5号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第45号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月21日告示第150号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成3年12月21日告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。